

資料編

1 小野市介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小野市介護保険条例(平成12年小野市条例第2号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、小野市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業の運営に関する重要事項
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画等」という。)の策定及び変更に関する事項
- (3) 介護保険事業計画等の実施状況及び評価に関する事項
- (4) 地域密着型サービスに関する事項
- (5) 地域包括支援センターの設置及び運営その他地域包括ケアに関する事項
- (6) その他市長において特に必要があると認められる事項

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者及び団体の構成員のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係団体
- (4) 介護保険サービス提供事業者
- (5) 市民及び被保険者
- (6) 行政関係者

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第6条 協議会に、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する地域密着型サービス事業部会(以下「部会」という。)を設置する。

- 2 部会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は指定拒否に関する事項
 - (2) 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準及び介護報酬に関する事項
 - (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると認める事項
- 3 部会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 4 部会に長を置き、当該部会を構成する委員の互選により選任する。
- 5 部会の長に事故があるときは、あらかじめ部会の長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 部会は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 この規則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(参考意見等の聴取)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、介護保険担当課において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 小野市介護保険運営協議会委員名簿

◎会長 ○副会長 (敬称略・順不同)

選出区分	氏名	団体名	役職等
学識経験者	◎谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部	教授
保健医療関係者	○西山 敬吾	小野市加東市医師会	会長
	有藤 公夫	小野加東歯科医師会	常務理事
	藤原 寛二郎	小野市加東市薬剤師会	薬学教育部委員
福祉関係団体	藤木 達也	小野市社会福祉協議会	事務局次長
	岡田 範三	小野市民生児童委員協議会	副会長
	清水 美知子	小野ボランティアグループ連絡会	
介護保険サービス 提供事業者	廣田 美智子	特別養護老人ホームなごみの杜	施設長
	浜本 雅子	介護老人保健施設オパール	介護支援専門員
	綿谷 宏	小規模多機能型居宅介護事業所 さわらびの郷	所長
	岸本 ひとみ	JA 兵庫みらい小野三木ケアセンター	介護支援専門員 管理者
市民、被保険者	今井 恵三	小野市老人クラブ連合会	会長
	阿尾 守生	小野市連合区長会	河合地区代表
	芝 輝代	地域支援事業参加者	
	山本 重美	公募による委員	
行政関係者	西田 俊哉	兵庫県加東健康福祉事務所	所長補佐兼 監査・福祉課長
	和泉 温美	小野市市民福祉部健康課	副主幹

3 小野市介護保険運営協議会審議経過

	年 月 日	協議事項
第1回	平成 29 年 7 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小野市における介護保険制度の現状 ・ 第6期介護保険事業計画における介護保険基盤整備の進捗状況 ・ 高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定のポイント ・ 小野市の人口の推移と推計について ・ 「介護保険サービス提供事業所アンケート調査(案)」の実施について
第2回	平成 29 年 10 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護連携の推進について ・ 第7期計画策定における認知症施策に関するポイント ・ 総合事業及び生活支援体制整備事業について ・ 小野市総合事業における訪問型サービスの見直し案について ・ 地域包括支援センター平成 29 年度中間報告・平成 30 年度事業計画(案)について
第3回	平成 29 年 11 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス見込量について ・ 小野市高齢者福祉計画・第7期小野市介護保険事業計画(骨子案)について
第4回	平成 29 年 12 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小野市高齢者福祉計画・第7期小野市介護保険事業計画策定における小野市介護予防・日常生活支援総合事業の新サービス案について ・ 第7期介護保険事業計画期間中における地域密着型サービス事業所の整備案について ・ 小野市高齢者福祉計画・第7期小野市介護保険事業計画(素案)について ・ パブリックコメントの実施案について ・ 第7期介護保険事業計画期間における介護保険料の設定案について
第5回	平成 30 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント及び委員意見聴取の実施結果について ・ 第7期介護保険事業計画における介護保険料の設定案について ・ 小野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画書(素案)について
第6回	平成 30 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小野市高齢者福祉計画・第7期小野市介護保険事業計画書(案)について ・ 計画策定に係る運営協議会の答申について